

現場代理人の取扱いについて

「建設業法施行令の一部を改正する政令」に伴い、「Ⅲ兼務の対象工事③」の契約金額を改めました。

◆長門市建設工事における現場代理人取扱要領

(趣旨)

この要領は長門市が発注する建設工事の現場代理人の取扱いについて必要な事項を定めるものとします。

I 現場代理人の資格要件

- ①受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係が3箇月以上あること。
- ②建設業法第7条第2号の規定による営業所の専任技術者ではないこと。ただし、営業所が長門市内の場合を除く。

II 常駐を要しない期間

発注者と常に連絡が取れる体制を確保でき、次のいずれかの期間に該当する場合

- ①契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ②工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④上記以外のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

III 兼務の対象工事

次のいずれかに該当するものが対象工事となります。ただし、発注者が兼務を認めることが適当でない判断した場合は兼務を認められない場合があります。

- ①密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は近接した場所(50m以内の区域)で施工する場合
- ②建設業法施行令第27条第2項で主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合
- ③兼務する工事契約が3件以内(①に該当する工事については、当該複数の工事契約を1件の契約とみなす。)であり、それぞれの契約金額が**4,500万円**(建築一式工事は**9,000万円**)未満であること

IV 兼務を認める条件

Ⅲの対象となる工事において、次の条件を全て満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとします。

- ①兼務しようとする工事現場が、全て長門市内であること
- ②低入札価格調査を実施し契約した工事を含まないこと

- ③受注者が、申請をする日から遡って1年の間に、長門市において指名停止措置を受けた者でないこと
- ④受注者が、申請する日から遡って1年の間に竣工した工事にあつて、工事成績の評定点が60点未満となった工事がないこと
- ⑤特記仕様書に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと
- ⑥兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他の発注機関が兼務を了承していること
- ⑦発注者と常に連絡が取れる体制が確保されていること
- ⑧Ⅱの常駐を要しない期間を除き、兼務しようとするいずれかの工事現場に必ず常駐していること
- ⑨不在時の対応者を配置し、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと

V 兼務の申請

Ⅲ及びⅣを満たし、現場代理人の兼務を申請する場合は、別記様式第1号により発注者に申請し、発注者が兼務する工事の施工内容等を総合的に勘案し、兼務を認める場合には承認書を通知します。

VI 兼務の中止

承認を受けた現場代理人が工事の兼務をしなくなったときは、発注者に別記様式第3号により兼務に関する解除を通知してください。

VII 現場代理人の変更

特別な事情がある場合を除き、工事の施工期間中に現場代理人を別のものへ変更することは原則認めないこととします。

VIII 承認の取消し

現場代理人の兼務を認めた工事において、現場の管理体制に不備が生じ、又は不良な工事となった場合若しくは不良な工事となる恐れがあると認められる場合や受注者がこの要領に関する事項に違反していると認められる場合、承認を取り消すこととします。

IX 実施時期

請負契約の時点にかかわらず、令和7年4月17日からの適用となります。